

事業主 各位

長岡労働基準協会長

「テールゲートリフター作業従事者に係る特別教育」開催のご案内

平素より当協会の事業運営につきまして、ご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月1日施行の労働安全衛生規則及び安全衛生教育規程の一部改正にともない、テールゲートリフターによる荷役作業従事者への特別教育が義務化されます。【労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条、安全衛生特別教育規程第7条の4】

受講が必要とされる業務には、テールゲートリフターを直接操作する業務だけでなく、テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストストッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する業務も含まれます。

つきましては、当協会では下記により同特別教育の開催を計画いたしましたので、是非ともこの機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、本教育講習は学科カリキュラムの実施となります。実技教育については社内で日常的に使用している機種で実施することがより効果的となりますので、自社にて2時間(テールゲートリフター操作業務の経験が6ヵ月以上あるものは1時間)の実技(実機操作)講習を実施し、受講者、科目等の記録を作成し、保存してください。

！ご注意！

特別教育を実施せず、労働者に作業を行わせ
た事業主は法律違反となり、「6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金」となります。
また、特別教育の記録を保存しなかった事業主は、「50万円以下の罰金」となります。

記

日時	会場	定員	受講料	申込締切
12月15日(金) 10:20~16:30	ダイエープロビンスフェニックスプール 併設会議室(長岡市長倉町1338)	48名 (最少開催人員 15名)	会 員 9,000円 非会員 10,000円 (税、テキスト代込み)	12/1迄 (または定員満了)

※ 新潟県内の他労働基準協会会員の事業場も会員扱いとなります。

申込先：長岡労働基準協会（〒940-0029 長岡市東蔵王 2-6-26 吉沢ビル右棟 3階）

Tel 0258-86-4110 Fax 0258-86-4111

※ 申込書提出・お振込み前に、必ず電話等で定員枠の確保をお願いします。

※ 申込書と振込金受領書のコピーを郵送またはFAXで送付して下さい。折り返し、受講票を送付させていただきます。

振込先：第四北越銀行 神田中央支店 普通預金：0155924 長岡労働基準協会

※ 振込手数料は、振込人様ご負担でお願いします。

その他：(1) 講習修了者には修了証明を発行いたします。

(2) 申込者様の御都合により受講を取り止める場合は、納付された受講料は原則としてお返し出来ませんのでご了承願います。なお、次回開催以降へのシフト(1回のみ、手数料1,000円)及び受講者を変更(無料)は可能です。

(3) 事業場に出向いてでの実技教育(一回5~20名程度)をご希望の場合は当協会へご相談ください。

「テールゲートリフター作業従事者に係る特別教育」受講申込書

事業場名			受講日	12月15日	区分	会員・非会員
事業場所在地	〒 -			TEL		
				FAX		
受講番号	氏名	生年月日	受講番号	氏名	生年月日	
※		S. H.	※		S. H.	
※		S. H.	※		S. H.	

注：※印欄(受講番号)は記入しないで下さい。

〈申込日〉 令和5年 月 日 担当者 部署・氏名

個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本講習及び修了証の管理以外には使用いたしません